



令和7年12月5日

## 地域のPPP/PFI事業を促進します

～PFI推進機構と埼玉りそな銀行及び地域デザインラボさいたまが  
「地域・社会課題解決のためのPPP/PFIの推進に関する連携協定」を締結～

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI推進機構」）は、令和7年12月5日付けで、株式会社埼玉りそな銀行（以下「埼玉りそな銀行」）及び株式会社地域デザインラボさいたま（以下「地域デザインラボさいたま」）と「地域・社会課題解決のためのPPP/PFIの推進に関する連携協定」を締結しました。

PPP (Public Private Partnership) は、民間の力を公的サービスに有効活用する官民連携手法であり、そのうちPFI (Private Finance Initiative) は、PFI法<sup>注1)</sup>に基づく事業（民間資金等活用事業）で、現在までに全国で1,150件余の活用実績があります。

この度、埼玉りそな銀行（本店：さいたま市。）及び地域デザインラボさいたま（本店：さいたま市。）とPFI推進機構は、互いの知見を共有・活用し、地域課題・社会課題及び行政課題の解決に資するべく、PPP/PFIについて推進を行うことを目的として、「地域・社会課題解決のためのPPP/PFIの推進に関する連携協定」を締結しました。

### 【主な連携事項】

- (1) 多様なPPP分野に関する研究、案件推進等に関する連携
- (2) PPP/PFIの案件組成に関する連携
- (3) PFI案件への投融資に関する連携
- (4) PPP/PFIにかかる各種委託業務等に関する連携
- (5) PPP/PFIにかかる情報提供に関する連携
- (6) PPP/PFIにかかる意見交換に関する連携

本協定は、PFI推進機構が締結する連携協定として6件目（うち金融機関4件、地方公共団体2件）となります。

PFI推進機構は、本協定を通じた埼玉県内における事業の推進に加え、今後、同様の協定を全国の金融機関や地方公共団体等と締結することを通じて、多様化・複雑化する地域課題・社会課題の解決や、そのためのPPP/PFIの更なる推進へ向け、川上から川下まで一層積極的に貢献してまいります。

注1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律



### 【本協定の調印式】

(1) 日時：令和 7 年 12 月 5 日（金）

(2) 場所：埼玉りそな銀行 本社



（写真左から）

- ・内閣府 民間資金等活用事業推進室長 鈴木 貴典 様
- ・埼玉りそな銀行 代表取締役社長 福岡 聰 様
- ・PFI 推進機構 代表取締役会長兼社長 高橋 洋
- ・地域デザインラボさいたま  
代表取締役社長 園田 孝文 様

### 【お問合せ先】

株式会社民間資金等活用事業推進機構

電話番号：03-6256-0071（代表）

メールアドレス：[info@pfipcj.co.jp](mailto:info@pfipcj.co.jp)